

様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	第2回小金井市こども家庭センター運営協議会
事務局	子ども家庭部こども家庭センター
開催日時	令和7年10月30日（木） 午前10時から正午まで
開催場所	小金井市保健センター 2階講堂
出席者	<p>会長 梅山佐和 委員 山田礼子 委員 黒須よし江</p> <p>委員 後藤律子 委員 田辺三鶴 委員 米川詩織</p> <p>委員 新美輝夫 委員 中村留美子 委員 岸野奈美</p> <p>【欠席】委員 矢崎新士</p>
事務局	<p>堤子ども家庭部長 富田こども家庭センター長</p> <p>笠井母子保健・児童福祉統括担当課長 福多主査 萩主任</p> <p>丁ゆりかごマネージャー</p> <p>榎本ファミリー・サポート・センターアドバイザー</p>
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ <input type="radio"/> 一部不可 ・ <input type="radio"/> 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可の理由	
会議次第	別紙のとおり
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名 (主な発言 要旨等)	別紙のとおり
提出資料	<p>資料1 こども家庭センター運営協議会委員名簿・席次</p> <p>資料2 令和7年度こども家庭センター事業報告（上半期）</p> <p>資料3 令和8年度こども家庭センター事業計画（案）</p> <p>資料4 こども家庭センター母子保健事業</p> <p>資料5 令和6年度事務報告書抜粋 母子保健係</p> <p>資料6 令和7年度小金井市「親と子」保健事業のご案内</p> <p>資料7 小金井市産後ケア事業</p>
その他	なし

第11期 第2回小金井市子ども家庭センター運営協議会 会議録

令和7年10月30日

○事務局 本日は大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。子ども家庭センター長の富田でございます。本日もどうぞよろしく申し上げます。

会の開催に先立ちまして、事務局から連絡事項がございます。

まずはお願い事になりますが、この協議会は会議録を公開しております。その関係で御発言を録音させていただきますので御了承ください。また、どなたの発言か分かるように、発言される前にお名前をおっしゃっていただけますようお願いいたします。

なお、前回の会議録につきましては、修正等の御連絡がございませんでしたので、お送りさせていただいたものを確定版といたしますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

本日は矢崎委員から御都合により欠席の御連絡をいただいております。子ども家庭部長は他の公務により少し遅れて出席させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、協議会に移らせていただきます。会議の進行は会長にお願いしたいと思います。梅山会長、お願いいたします。

○梅山会長 ありがとうございます。皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。東京学芸大学の梅山でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまから第11期第2回小金井市子ども家庭センター運営協議会を開催させていただきます。本日は大変お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

文科省から問題行動等調査の結果が公表されたと思うんですけども、不登校の児童生徒が35万4,000人弱というところで、過去最多、12年連続増加しているという状況で。

ただ、一方で、増加率としては下がり、支援の成果だということも文科省の分析の中ではあるところですので、原因や相談内容も公表されていましたが、学校生活に対してやる気が出ないという相談が子どもたちの中から出ているのが30%、30.1%というところで、最多と公表されている状況です。

そうなったときに、学校の中で何か本人にあるのかなということと、いろんな生活の場を拠点に子どもたちは生活しているということですので、そのいずれかの箇所、ある

いは複数の箇所エラーが生じている状態で、本人の根拠のない自信、自己効力感が低下していたりとか、パワーレスな状態になって、やる気が出ないというふうに感じてしまっていると理解できるころだと思います。

家庭生活も学校生活も全て地域社会の中で行われているというところで、この子ども家庭センターの役割といいたししょうか、子どもの地域生活、子ども家庭の地域生活を支えていく中心の機関ということになりますので、その役割の重要性というところが改めて問題行動等調査でも確認されるころかなというふうにと考えるころです。

ですので、この会議も様々なお立場から御発言いただいて、本日も皆様と様々検討させていただけるとありがたいです。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、配付資料の確認など、議事に入る前に事務局からお願ひいたします。

○事務局

事務局です。不足がありましたらお申し出ください。

まず、本日の次第がございます。資料1、子ども家庭センター運営協議会委員名簿、席次でございます。資料2、令和7年度子ども家庭センター事業報告（上半期）となります。資料3が、令和8年度子ども家庭センター事業計画の案でございます。資料4が、子ども家庭センター母子保健事業。資料の5番が、令和6年度事務報告書抜粋、母子保健係。資料の6番が、令和7年度小金井市「親と子」保健事業の御案内。資料7番が、小金井市産後ケア事業。以上をお配りさせていただいております。

不足などは大丈夫そうでしょうか。ありがとうございます。もし後ほどでも何かお気づきがあれば、どうぞお声がけください。資料の確認は以上になります。

○梅山会長

ありがとうございます。それでは、これより会議の進行は次第に沿って進めていきます。

①令和7年度事業報告（上半期4月～9月）について、事務局、お願ひいたします。

○事務局

では、令和6年度上半期の事業報告をいたします。資料2を御覧ください。

初めに、1、子ども家庭総合ケースマネジメント事業の（1）総合相談の①総合相談です。

令和4年度～令和6年度までは年間総数になっております。今年度上半期は半年間の暫定値となっております。今年度の実件数の総数を見ていただくと、上半期で448でした。また、延べ件数総数を見ていただくと、半年間で3,329件となっております。昨年度は年間実件数が837件、延べ件数が7,248件でしたので、昨年度同様のペースで推移していることが分かります。

延べ件数のうち、これまで児童虐待相談と養育困難の相談を対応するその他の相談が

含まれる養護相談が一番多かったのですが、令和7年度の上半期では児童虐待相談の件数が若干多くなっています。実件数も児童虐待相談件数が多くなっています。多くの関係機関での意識が高くなり、迅速に通告がなされていることや、令和6年度からこども家庭センター化し、母子保健分野との連携の中で虐待の通告につながっているケースなどがあります。

また、身体的虐待については、暴力を受けている子どもにきょうだいがいる場合、そのきょうだいが直接暴力を受けていなくても、家庭内で暴力を目撃していることから心理的虐待に該当し、虐待件数に上げられています。

例年、養育困難の内容を取り扱う養護相談や育児しつけなどの内容を取り扱う育成相談に相談件数が多い傾向があります。こども家庭センターは虐待の相談窓口というイメージを持たれることがしばしばありますが、リーフレットなどで周知しているのは、子どもとその家庭に関する子育ての相談の窓口ということであり、子育てに関する様々な相談を広く受け付けております。

虐待相談の対応の際には、虐待をした保護者の方などに注意喚起をするだけでなく、子育てに関するいろいろな困り事がないかお尋ねし、保護者と一緒に話し合います。虐待が起こらなくなった後も子育てのことで何かあったときに御相談くださいと説明しております。このため、虐待の相談として取り扱っていたケースが、後に養育困難の相談や育成相談の相談ケースとして新たに取り扱い、虐待の再発防止に努めているところでございます。

次に、②総合相談年齢別についてです。例年0～6歳が一番多く、令和7年度も上半期もこの年代が一番多くなっております。年齢が上がるにつれ相談件数が減っておりますが、小学生以上のお子さんに関する相談になると、虐待や養育困難についての相談もございしますが、不登校についてや発達特性に関する相談がよく見受けられます。不登校や発達特性にかかる内容については、子ども本人も苦しい思いをしたり、また、保護者の方も現状を受け入れ対応していくのが大変なことがよくあります。こども家庭センターでは、職員が家庭で抱える現状や心情に寄り添いながら状況把握を行い、適切な対応について助言しています。

次のページです。③専門相談について、保護者を対象とした臨床心理士による心の相談になります。令和7年上半期は昨年度を上回るペースで利用がなされています。こちらの相談を利用し、お話することで気持ちがすっきりしたという方もいらっしゃいますが、

一度話をしただけ終わらず、継続した関わりや支援が必要と思われた際には、こども家庭センターでの相談や教育相談所など、適した関係機関を紹介したり、場合によっては病院の受診を勧めることがあります、次へつながるきっかけにもなっております。

④のゆりかご相談です。下にある(2)の親子あそびひろば利用人数が昨年度と同等のペースで推移しているのに対し、相談件数は昨年度を上回るペースで増加しています。ゆりかご内での育児相談のしやすさが伺えます。こちらには載っていないのですが、ゆりかごで行われている様々なプログラムのうち、コロナ禍で一旦中止し、令和6年度から再開した誕生会は毎月行われているプログラムなのですが、昨年度再開し、周知がなされたからなのか、令和7年度には上半期の時点で前年度の半数以上を上回った人数が参加しております。

また、「0歳の集まり」というプログラムも前年度の半数以上を上回る参加がありました。多くの方にゆりかごのプログラムの利用があったことも相談件数の増加につながっているのではないかと思います。

また、令和7年度からペアレントトレーニングをすることになり、年2クール実施予定のところ、既に1クール目が行われています。初めての試みではありましたが、参加者にとっては、子どもへの対応をどのようにしたらいいのかを考えて実践する機会になりました。

(3) 地域子育て相談機関です。昨年度9月から開始して1年がたちました。子育て相談はゆりかごの広場にいる職員にできるのですが、親子あそびひろばは未就学児を対象としているため、就学後もなじみのあるゆりかご職員に継続した相談をしたい方などに対応できます。地域子育て相談機関の広場内の相談は0件になっていますが、先ほどの④ゆりかご相談のひろば相談・面談相談では件数が増加傾向にあるため、広場での相談は気軽に職員へ聞きたい方に利用がなされ、地域子育て相談機関では子どもやほかの家族と離れてじっくり相談したい方に対応できる事業となっています。件数としてはまだまだ少ないのですが、育児についてや不登校についての相談が来ております。引き続き事業の周知をしてまいります。

令和7年度の途中から市内4か所ある児童館でも地域子育て相談機関が開始されております。児童館は児童青少年課の管轄ですが、必要時にはこども家庭センターと連携してケースに対応することとなっています。

次に、(4)ファミリー・サポート・センター事業の会員数です。昨年と比べて両方会員

がやや減っておりますが、その他は昨年と同等に推移しております。協力会員は年々微増しているところではございますが、依頼会員の人数に比べてまだまだ少ないため、引き続き募集について周知してまいります。

(5) 要保護児童対策地域協議会についてです。代表者会議では、要保護児童対策地域協議会について改めて認識を深めました。小平児童相談所からは児童相談所の体制や虐待対応件数といった近況の報告がなされたり、虐待対応においては妊娠期からの未然の予防が重要であるということや、地域との連携が大事であることなど、多くの情報提供がなされ、各関係機関で共有できました。

実務者会議では、令和7年度は要保護児童対策地域協議会の全体が集まって進行管理をした会が1回行われています。全体が集まる会は今年度あと1回行う予定があり、11月には市内全体の地域を3つに分け、地域ごとの関係機関にお集まりいただく予定がございます。

各関係機関からは、こども家庭センターのケースワークについて、どのように動いているのかが分からないというお声をいただくことがございます。今回の地域ごとの実務者会議では、要保護児童対策地域協議会や個人情報の取扱いについて御説明するほか、こども家庭センターの実際の動きについて詳しく御説明し、各関係機関での共通理解を深められる場にできたらと思っております。

個別のケース検討会議については必要時行っており、各関係機関の皆様にはお忙しい最中、御協力いただき、お集まりいただいているところです。開催件数につきましては昨年度と同等に推移しております。現状について情報共有し、地域のネットワークを強化したり、支援方法について確認する場となっております。

次のページです。参考資料として児童虐待対応です。①の虐待種別を御覧ください。例年、心理的虐待が多い傾向がございます。次に身体的虐待が続きます。令和6年度からは、東京都を通じて国へ報告する統計の方法に一部変更が出たため、非該当が掲載されておられません。実際には令和7年度の非該当は上半期で10件ございました。虐待対応件数の合計を経年で見ると、令和4年度より増加傾向にあり、令和7年度は昨年度を上回るペースで増加しております。

下の②虐待通告経路別を見ますと、児童相談所や市役所庁内からの通告が多いほか、学校や近隣・知人からの通告件数が多くございました。特に、令和7年度は近隣・知人からの通告が昨年度のペースを上回っております。虐待についての知識がより広く周知さ

れてきていることが伺えます。なお、こちらには結果的に非該当となった数は含まれていませんので、実際の通告件数は10件増えます。

関係機関からの通告にあたっては、情報の取扱いには十分に留意した上での通告をお願いしております。また、通告後の対応に当たっては、必要な調査を行い、協議をして行っており、対象の子どもの特性や家庭の状況などケースごとに異なるため、一つ一つのケースに適した対応を検討します。対応に当たっては、こども家庭センター単独で解決することは難しく、通告者から詳しく情報を聞かせていただき、関係機関と連携して対応することがとても重要になります。このため、引き続き要保護児童対策地域協議会について啓発を重ねてまいります。

虐待にせよ、育児相談にせよ、子育てへの熱意があるからこそ悩ましい状況に陥ってしまっているというケースが散見されます。子育ての渦中にある親御さんの困り事に対して、こども家庭センターは家庭に寄り添いつつも、俯瞰して見てアセスメントし、適切な支援を行っていきけるよう対応してまいります。

令和7年度こども家庭支援センターの上半期の事業報告は以上になります。

○梅山会長

ありがとうございます。御質問、御意見等があれば、皆様お願いいたします。

○新美委員

新美ですけども、参考までに教えてもらいたいですけど、最後におっしゃった子どもへの教育、子どもへの熱意があるから虐待が増えているっておっしゃったんですけれども、どういう熱意なんですか。

○事務局

年齢にもよりますが、例えば、教育にあまりにも熱意が、力が入ってしまって起こってしまったりとか、場合によっては手が出てしまう場合もありますし、あとは、よくネットだったりとか育児本に書いてあるとおりの発達になかなか沿って成長していかないというところでいら立ちを覚えたりとか、いろいろ様々ございます。

○新美委員

どっちが多いんですか。教育のほうか、発達障がいなのか、どっちが多いんですか。

○事務局

そこに何か着目して統計を取るところはしてはいないんですけれども、年齢に応じて、だんだん悩み事の傾向としては変わってきているかなという印象がございます。

○新美委員

ありがとうございます。

○後藤委員

ペアレントトレーニングの実施の実績に関してなんですけど、今回、市報とここの利用者から、相談事からということかなとは思いますが、実際どのような内訳というか、市報によってどれぐらい応募が来たのかというところ、あと、そういうことはないのかもしれないですけど、例えば学校から受けたほうがいいのか、幼稚園から受けたほうがいいのか

とか、そういうケースもあったのかなというのをお聞きしたいことが1点と。

もう一つ、要保護児童対策地域協議会についてなんですけど、地域を3つに分けておっしゃっていたのは、以前は中学校区だったような気がしたんですけど、今年度、多分スクールソーシャルワーカーが3人しかいない現状で、そのための3つなのかなというのを勝手に思ったんですけど、実情、それで足りているのかとか、網羅できるのかというところをお聞きしたいです。

○事務局 ペアトレについての御質問にお答えいたします。ペアトレは今年度初めて開催するプログラムでしたので、市報での募集にどれぐらい反響があるかというのは心配していたんですが、定員の半分ぐらいは市報を見てお申し込みくださいました。計7組だったんですけども、それ以外の方はゆりかごのほうにいらしている方で、お子さんに対して対応にお困りになっている方にお声がけをして、いかがですかということでアナウンスをして、それに応じられた方が御参加されたということでの募集に対する、そのような参加者の決定になっております。

○後藤委員 分かりました。ありがとうございます。今回、小学校の現場で、やっぱり親子のつながりだよねというところの見えるお子さんとかがいる場合、でも、学校からペアレントトレーニングかどうかというのはハードル高いのと、あと、こども家庭支援センターというのはさらにハードルが保護者にとって上がるのかなと思ったので、先ほども出た発達特性に関する保護者の受け止め方がどのようなのかなというのがすごく気になっていて。

○事務局 そうですね。ペアレントトレーニングは発達に特性のあるお子さんもそうでないお子さんも併せてなので、一般の定型の発達をされているお子さんに対しても、嫌々期であったりとか、いろんな発達の段階でなかなか主張することと親御さんの受け止めがうまくみ合わないときとか、どういうふうに怒らないで対応していくかというあたりを学べるといいね、よりよい親子関係を学べるといいねというところでなんですけれども、今回の参加者の中に、上に小学校のお子さんがいて、まだ下に幼児さんがいらっしゃる御家庭が何組かあったんですけども、一緒におっしゃったのは、「もっと早いときにこれを聞いたかった」というのをおっしゃっていました。

親御さんの困るよくない行動というのを必ずお子さんって発達の段階でしていきますよね。よくない行動が起きたときに、それをスルーする仕方とか、そういったところもペアレントトレーニングの中でロールプレイとかを通じてトレーニングしていくんですけども、5回シリーズなので、宿題というか、こういうことに着目して1週間過ごしてみ

ましようということで、次どうだったかというところをまたみんなで共有し合ってやっていくという中で、終わったとき皆さんすごく満足度が高かったことと、そうはいってもうまく行かないことも多いけれども、これから子育てしていく上で大きなヒントになるということは皆さんおっしゃっていました。

- 後藤委員　　すごく広がっていくことを期待しています。ありがとうございます。
- 新美委員　　いい制度ですね。
- 事務局　　そうですね。トレーニング5回シリーズのプログラムなんですけれども、もっとお子さんがちっちゃいうちに受けられるようになっていったらいいなと思っています。
- 新美委員　　子どもが生まれると最初に母子何とかってあるじゃないですか、お母さん集めて健診みたいな。あれの延長線みたいにやることはできないんですか。小学校に入った、幼稚園に入った親だけ集めてみたいな、それは難しいんですか。
- 事務局　　やり方として、グループで意見を交換し合ったりとかロールプレイとかも踏まえながらやったりとか、その場で適時ファシリテートしてくださる先生がアドバイスをしながらやっていくので、なかなか大人数を集めて一堂に会して一律にやるというのがどこまで効果が期待できるかという、難しいかなというのと、あと、先ほど申し上げましたとおり、5回同じメンバーでやっていくことによって、スキルアップしていったりとか、習ったことを家に持ち帰って実践してみたりとか、新たな悩みをまた次の会で相談したりという、その継続性によって効果が期待される部分もあります。なので、特にお困りがあつたりとか、なかなか課題を抱えていそうな方にお声がけをしたりとか、応募の方を入れていただいてというような形でやられているものが多くなっています。
- 新美委員　　よく分かりました。ただ、そういうのは意識の高い母親じゃないですか。そこまで行かない、ちょうどその真ん中、グレーゾーンの人たちというのは悶々としている人がすごく多くて、そういう方が一番子どもとの関係に困っていると思うんですよ。そこにどうやって手を入れてあげるかというのは課題じゃないでしょうかね。
- 事務局　　おっしゃるとおりです。このプログラムは、ある程度意欲があつて、何とかしたいという思いがある中で成立していくプログラムなので、そこにまだ至っていなかったりですとか、関係機関が見て、ちょっと困っているだろうなと思つていても、御本人自身が困っていらっしやらなかつたりする場合はなかなかお勧めしがたいプログラムであつたりします。
- ただ、そのエッセンスをもうちょっと広く皆さんにお伝えできるようなものが今後出来

上がっていくと、プログラムではなくてもお伝えできるような形ができていくといいのかなと思います。おっしゃっていただいたとおりでなと思います。

○新美委員 いい制度だと思います。

○梅山会長 今回のペアレントトレーニングについて教えていただきたいんですけども、参加の保護者は父も参加されている状況でしょうか。

○事務局 1回目は父親の参加はなかったですが、父の参加もオーケーです。御夫婦で参加していただいで大丈夫ですので、次回の募集がもうすぐ始まるんですけども、その際もそういった御質問があれば大丈夫ですというふうにお答えする予定になっています。

○梅山会長 今回は母のみだったんですね。そのあたりも、家庭の中で父母で養育する際に学んでこられたことをどう家庭の中で共有するかという難しさもあるかと思うので、ぜひ一緒に参加されるといいなと思ったのと、あと、5回シリーズでというところで、1回目の方がおられて、次の方ということで、5回受けるのでしょうか。

○事務局 同じメンバーで。

○梅山会長 この5回後に追跡調査といいますか、全て受けてみられて、その後、数か月たった後どうだったのかという調査は予定されているのでしょうか。

○事務局 それをどうしようかというところは今まだ懸案事項としているところです。実際その講師に当たっておられる方も、そのあたり、できたらいいねというお声はいただいているので、今後検討していく課題にはなっております。まだ今のところ、具体的にそれをするという事は決まっておりませんが、ありがとうございます。

○梅山会長 ありがとうございます。ぜひしていただけると、課題も見えてくるかもしれませんけれども、成果も分かりやすいのかなと思いました。ありがとうございます。

○後藤委員 話は少し脱線するかもしれないんですけども、困り感という点で、家庭で困っているのか、学校も困っていて、本人が一番困っているとは思うんですけども、小学校の現場だと学校の先生もすごく困っていて、でも、家ではそんなに困っていないですという保護者がすごく多いのかなと思っていて、そういうところがなかなかつながりにくい。家では全然大丈夫ですという人にペアレントトレーニングって勧めにくいかなとは思うんですけど、学校のスクールカウンセラーの方がこういう事業をやっているというのをちゃんと知っているのかなというのが、今ふと思ひまして、勧める、勧めないにかかわらず、そういうことをやっていることを知っていれば、保護者から相談が、学校からこういうふうに使われたんですけどということを保護者からスクールカウンセラーのところに入

たときに、少し選択肢の中に入れることができるのかなというのを1点思いました。

未就学のとときに、きらりに1回つながってはみたけれど、家庭では困っていないからやめちゃったみたいな人も結構多いかなと思っていて、そういう、きらり抜けちゃったけど、その後、小学校で大丈夫ですか？といった連携とか、スクールカウンセラーとつながっている子をこども家庭センターにどうつなげていくのかとかというのを、道があるというのが知れたらいいかなというのを今話を聞いていて思いました。まとまっていなくてすみません。

- 新美委員 すみません、教えてください。スクールカウンセラーは各学校にいるんですか。
- 後藤委員 曜日で決まっているかなと思います。毎日常駐はしていません。
- 新美委員 でも、学校には必ずそういう。
- 後藤委員 はい。都からの人と市からの人がいるはずですよ。
- 新美委員 それは保育園とか幼稚園とか小学校、中学校も。
- 後藤委員 幼稚園、保育園はいいです。
- 事務局 小学校、中学校です。
- 新美委員 小学校はいるんですか。
- 事務局 はい。
- 事務局 先ほど後藤委員のほうから要対協の実務者会議について、3つの地域でというお話だったんですけども、昨年度の試行実施のときと同じように、中学校区を3つに分けてということで考えております。緑中校区と一中・南中と二中・東中、この3つで行う予定になっております。
- 後藤委員 昨年度、もう少しソーシャルワーカーが多かった記憶がありまして、今後ちゃんとソーシャルワーカーが増えていくのかと、これからも3人体制でやっていくのがすごく気になっていて、去年までは曜日でスクールソーシャルワーカーが回っていたと思うんですけど、今回、曜日ではなく、学校からの需要に応じて来る来ないというのがあるので、保護者はいつ来ているというのはもともと周知されている存在ではないのかなと思っているんですけど、なかなか逆につながりにくくなっていないかなと思うのと、ソーシャルワーカーの負担増も心配していて、漏れてくる子がすごく多くなるのかなというのを心配しています。
- 事務局 すみません。こちらの校区や地区割りについては、こども家庭センターの要対協の地区割りになっていて、スクールソーシャルワーカーは教育委員会に所属をしている関係から、

こども家庭センターで人数が調整できるものではないのと、たまたま今3名と、こちらで分けた区分が3区分だったという、ここは偶然になっています。

スクールソーシャルワーカーさんの人員については教育委員会の範疇になりまして、こちらのほうでも把握しかねる部分があって申し訳ないんですけど、懸念されているお気持ちはそのとおりでなと思って聞いておりました。

○梅山会長 ありがとうございます。教育委員会で雇用されているというところで、巡回と派遣を合わせたような形で今年度から動いておられると理解しています。教育委員会としても募集をかけておられて、小金井市だけではなくて、どこの自治体も本当に足りない状態で探しておられることを伺っているところです。ありがとうございます。

今の要対協のブロック開催についてなんですけれども、きっとこのやり方を始められて3年目かなと思うんですけど、2年前ですか。

○事務局 試行実施は令和4年と5年でやらせてもらって、昨年初めて全地区を試行実施という形でやって、今回から本実施という流れになっています。

○梅山会長 なるほど。試行を入れたら2年。

○事務局 全体3つに分けてやるのは、試行を合わせると2年。

○梅山会長 そうなんです。やり方を変えられて、最初御説明いただいたときに顔が見える関係でということ御説明いただいたかと思うんですけども、例えばその後の2年目というふうにカウントした場合に、連携等において成果として感じられる部分はありますか。

○事務局 例えばなんですけど、幼稚園や保育園の先生方というのが、どういうふうに進級していくのかな、進学していくのかなというところがちょっとイメージがつきやすくなったというような御意見をいただけたということで、特に未就学と就学児というところでは関わるものがちょっと少ないのかなというところでは、お互いの何やっているのかなというところで知ることができたというところはあるのかなと読み取っているところです。

○梅山会長 ありがとうございます。またさらに顔が見えることによって連携が強化されていくという場面が見えてくるのかなと思いましたので、キャッチしていただいて、共有していただけるとありがたいなと思いました。

あと、もう1点だけお伺いしたいんですけども、参考資料の児童虐待対応の②の通告経路別というものなんですけれども、市の保健センターのところで令和6年度が0件になっているんですけども、たしか昨年度の資料で0ではなかったように記憶しています。こども家庭センターを始められて、保健センターが増えましたねみたいな読み取りをさせ

ていただいたような記憶がありまして、0で合っているのかどうかというところを教えてくださいたいです。

○事務局 こちらは東京都を通じて国へ報告する統計の取り方が令和7年度から変わりまして、令和6年度まではこども家庭センターの母子保健係からの通告というのが市のその他というところに計上されていたんですけども、令和7年度から保健センターのほうに変更となっております、それで数字のほうは傾向が変わっております。

○梅山会長 分かりました。保健のほうからが令和6年度はその他に入っていて、43のうちに入っているというところですね。令和7年度から保健センターのほうにということですね。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○後藤委員 すいません。全体を通して相談件数の中で外国籍のお子さんってどれくらい割合がいらっしゃるのでしょうか。

○事務局 外国籍の方の統計というのを出していないのが実情ではあります。ただ、確実にいるかなというのと、肌感でいうと、少しずつ増えているかもしれないと思っています。

○後藤委員 発達の問題と言葉の壁とで何かいろいろ問題が重なって、大変そうだなと単純に思いました。

○梅山会長 ありがとうございます。

○山田委員 参考資料の児童虐待対応、4ページなんですけど、身体的虐待、心理的虐待というところで、身体的虐待というのは医療機関とか見た目で見分けると思うんですけども、心理的虐待というのはなかなか目に見えないものですね。その場合、どのようなことから発覚することが多いのでしょうかということなんですけど、例えば、お母様のほうから自分はどうしてもこういうひどいことを子どもに言ってしまうとか、そういう悩みを受けてのこともあると思うんですけども、どういったことで心理的虐待って気づくことが多いのでしょうか。

○事務局 山田委員がおっしゃられたとおり、お母様のほうだったり、お父様だったり、保護者の方から、ついついちょっと暴言のようなものを言ってしまうんですというような御相談からつながるということもあるんですけども、多いところは、子どもの面前での夫婦げんかによる通告が非常に多いかなということではございます。

それによって、親が子の面前で夫婦げんかをし、警察を呼ぶ事態になり、警察から児童相談所への通告があり、そこからこども家庭センターのほうへ措置となるというような件数が非常に多いかなという印象を持っております。

○山田委員 分かりました。ありがとうございます。

○梅山会長 ほかいかがでしょうか。

ひとまず、では、また後ほど出てこられたら追加で質問等していただくというところで、続きまして②番、令和8年度子ども家庭センター事業計画について、事務局、お願いいたします。

○事務局 では、続きまして、令和8年度小金井市子ども家庭センター事業計画、資料3を御覧ください。こちら令和7年度からの大きな変更はございません。

前回の会議で議題に上げさせていただきましたファミリー・サポート・センターについては、支援を行う協力会員の講習会が現在1回の講義につき一日かかるスケジュールとなっているのですが、これを半日にし、講義日数を増やすことで講義時間を確保して行おうと考えております。

また、依頼会員から協力会員への謝礼ですが、早朝の6時半から7時及び夜間の19時から22時までが1時間900円、日中の時間が1時間700円となっているのですが、他市の調査の結果を再検討し、各市の設定と照らし合わせたところ、9時から17時を日中の時間として設定している市町村も一定あることから、これを参考に料金の時間帯区分の見直しを検討しております。1時間900円となる早朝と夜間の時間帯を現よりも長くすることを考えております。

子ども家庭センター全体としては、引き続き総合相談をはじめ様々な事業を継続実施し、多くの相談に対応し、子育て支援に寄与するとともに、子ども家庭センターにあるもう一つの係である母子保健係と連携し、切れ目のない相談支援を行ってまいります。母子保健係の事業についてはこの事業計画に記載されていないのですが、後ほどの議題で触れさせていただきます。

以上、来年の事業計画です。

○梅山会長 ありがとうございます。御質問、御意見等あれば皆様お願いいたします。お願いいたします。

○山田委員 今、私自身もファミリー・サポートをやっているのですが、利用時間変更案のところ、午前6時半から午前9時、今まで7時までだったのを9時まで900円ということになると検討されているということなんです、依頼会員の方、一番依頼の時間帯が朝8時から9時台ですので、9時までというのは、ほぼ毎日利用される方もいて、ちょっと負担が大きいかないかと思ひまして、せめて8時までにしていただいたほうがいいのではと私は思った

んですね。

あと、お迎えの時間ですね。午後7時から10時を午後5時から900円というのも、大体4時から6時の間で一番お迎えの時間が多いので、5時からというのは早過ぎるんじゃないかと思って、自分自身では、せめて6時以降からにしてあげたほうがいいのではないかと思います。

たまにであればいいんですが、保育園の送迎というのは毎日利用される方もいるので、毎日となると900円はちょっときついのではないかと思います。

○梅山会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局 実はこのところ、先ほども事務局からの報告の内容にあったと思うんですけども、協力会員さんがなかなか集まらないというところがございます、そこから少し依頼会員さんの御負担もありつつなんですけれども、ここを他市に合わせる形で少し上げることで、もう少し協力会員に来ていただけるんじゃないかというところでの検討でございました。

○山田委員 それに関してなんです、自分自身の考えになってしまうんですが、このファミリー・サポートの協力員になる人というのは、ある意味ボランティアの気持ちがある方が多いと思うんですね。なので、時給というよりも、むしろ、先ほど協力会員講習会が1日ばかりだったりという講習会を2時間に短縮されるのかってお聞きしましたんですけど、間違いないですか。短縮されるというのは。

○事務局 短縮ではなくて、総合的な時間としては変わらないんですけども、今は午前午後の1日を5日間でやっていたんですけども、それだとなかなか参加できないというお声が上がったので、半日を10日間かけてする講習会に変えるという案でございます。

○山田委員 それはとてもいいことだなと思っていて、ボランティアの気持ちがあって、協力したいという人はいても、1日ばかりだと、今既にいろんなことをやっている方って1日は取れなかったりして、私自身も協力会員の資格を取るときになかなか、2時間ぐらいとかだったらちょっとほかのこともやりながら取れたんですが、最後の1科目が1年後になったんですね、時間が取れなくて。なので、本当に午前中だけとか午後一、二時間だけとか、短時間で何回か日にちを分けて講習をしたら、もっと集まるんじゃないかなと思いましたので、ここでそういうふうに変えられたことで、ちょっと増えるのではないかと期待しております。

○事務局 いただいた御意見も踏まえて、引き続き市と事務局とでまた検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○梅山会長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

では、ひとまず次の議題に移らせていただきたいと思います。③番、母子保健系の事業について、事務局、お願いいたします。

○事務局 よろしくお願ひいたします。令和6年度にこども家庭センターを設置しましたことで、児童福祉と母子保健が一体化された組織になりました。今まではこども家庭相談系の機能の分だけでしたが、今期の運営協議会から母子保健事業についても、端的に御報告をしていきたいと思っております。

まず、今回初回になりますので、母子保健事業というものを御説明させていただけたらと思います。資料4の裏面になります。簡単に書かせてもらったほうを見ていただければと思います。令和6年度の組織改正について簡単に表記しております。

子どもにかかわる機能としましては、もともと健康課という部署に母子保健事業がりましたが、その母子保健事業が抜き取られていまして、健康課のほうでも予防接種というものが子どもに関するものとして残っております。

あともう1点が、子育て支援課のほうにこども家庭支援センター機能というものがあつたんですけれども、そのこども家庭支援センター機能が抜けまして、子育て支援課のほうでは手当やひとり親の支援が残っているという状況で、真ん中の部分に母子保健係と子ども家庭相談係が来て、こども家庭センターという1つの機能になっております。

母子保健事業の御説明で表面に戻っていただきまして、母子保健事業は、女性の方ですと、御出産を経験していらっしゃる方だと割とイメージしやすいかなと思います。お子さんの育ちの中で行政とつながる機会があるのがこの母子保健の事業になっています。昨今は男性の方も非常に積極的に関与いただいております、お父様お母様両方が来てくださる事業が増えているなと思っております。

こちらの事業は妊娠期から始まっていきます。左下の妊娠届というところから始まる事業です。御提出していただくと、母子バッグという母子手帳や妊婦健診の受診票や、あと、いろんな手当のお知らせなどが入ったものをお渡ししています。

平成29年度からなんです、妊娠届を出された方に対して、妊婦面談というのを実施しております。少し矢印が上に上がる感じですね。妊娠の経過や子育てサービスの紹介等を個別の面談にて対応して、妊婦さんの気になることや心配なことなど、妊娠に伴うあらゆる御相談をこの面談のときにお受けするという形になっています。

また、妊娠時期の支援としましては、両親学級というのもやっております。少し上に

行きまして、平日コースと土曜日コースというのが書いてあるんですけども、こちらは希望制なので、予約をして来ていただくんですけども、昨今は育メンということで、もともと母親学級ということで女性の参加が多かったのですが、今、土曜日コースも平日コースもほぼほぼ御夫婦での参加という形の時代になってまいりました。そんな状況です。

妊娠期は、あと、歯科や栄養についても情報提供や御相談の機会を設けて対応しています。こういった教室の中でも、保健師や助産師だけでなく、歯科とか栄養とか、そういった情報も提供しているような状況です。

そのまま上に上がりますと、赤ちゃんが生まれて、出生届というのが出されるんですが、出生届は市民課、戸籍として出すものになりますが、こちらの保健分野には出生通知票という、赤ちゃん連絡票と書いてあるものですね、そちらの提出をしていただくような形になっています。赤ちゃん連絡票が届くと、新生児訪問という事業につながっていくというスキームになっています。右のほうの矢印に行ってくださいと、産婦訪問指導、新生児訪問指導、未熟児訪問指導という形で書いてあります。

ちょっとお金の話になるんですけども、令和7年度から、国が子育て施策の充実を図ることから、妊婦のための支援給付という、妊婦さんに対して5万円の支給を2回実施するという経済的支援を行っています。それが妊婦面談のところに①と書いていまして、また、新生児訪問のところに②と入っているように、この2回のタイミングで申請書を出していただくような形で行っております。

一応、経済的支援と家庭と接触する機会を一緒にやっていくということを国のほうでも推進していますので、申請用紙を郵送でやりとりというよりは、きちっとお会いしてお話をする機会にこういった事業ですよという御説明を通して渡しているということになっております。

その後、お子さんのすこやかな成長発達を促進するための乳幼児健康診査というのが入ってきます。3～4か月児健診と6～7か月児健診、9～10か月児健診と1歳6か月児健診、3歳児健診という、今は5回の健診を行っています。3～4か月健診と1歳半健診と3歳児健診は集団で行われていまして、6～7か月健診と9～10か月健診が個別健診で行っています。

集団健診はそれぞれ対象者に御案内を送って、この日にやりますよという御案内して、来ていただくものになっています。個別健診のほうは受診票を事前にお送りさせていただいて、個別でかかりつけのお医者さんに予約を取って、受けていただく方法で行っていま

す。

乳幼児健康診断で経過を見る必要があるお子さんにつきましては、健診の縦のラインの左側に経過観察健診、発達健診というものがございまして、そういった方については、こちらの月1回行われているんですけども、そちらを御案内して来ていただくというふうにしています。

そのほかに、右側になりますが、子育て支援事業というものがございまして、産後ケア事業というのを令和2年から始めています。産婦さんとその乳児の赤ちゃんを対象とした事業で、市内や近隣の産科医療機関や助産院等に委託をして実施しているものです。

ピンクのチラシが詳しい説明書きになるんですけども、こちらのほうに予約をして、来ていただいて、日中、施設等に母子で出向いていただいて、個室とか少人数制のお部屋になるんですけども、そちらでゆっくり過ごしてもらいます。大体助産師さんがいらっしゃるの、おっぱいの相談だったりとか、育児の相談だったりもできるようになっています。

日帰り型とか、お泊まりで利用する宿泊型もあります。御きょうだいがいらして外出が難しいとか、お泊まりとかも無理という方には、訪問型というものも今年度から始めていまして、3パターンの形で実施をしています。現在、日帰り型が3施設、宿泊型が4施設、訪問型が4機関で対応しております。

あと、産後ケアの下にありますのびのび広場相談という事業なんですけれども、市内複数箇所に出向いて育児相談や栄養相談、場所によっては歯科相談も受けられるものを行っています。市内6施設に出向くのと、保健センターの2階で行うことをして、基本的には計測ですね。体重測定とか身長測定させてもらって、希望の方には相談も行うというような事業になっていて、育児に関する心配なこととかお困り事の御相談に応じています。

そのほか、下のほうに栄養個別相談とか歯科相談室といった栄養や歯科に関する事業も展開して、必要時連携を取りながら、多職種で子育て家庭の困り事や健康について支援している事業になっています。

母子保健事業は、今、御紹介したみたいに、全数を把握するとか、全数の方にお会いするというような事業をいろんなタイミングで展開しているものになりまして、こういった機会を通じて、妊娠及び子育て期の家庭に出会って、支援の必要性を御相談しながら、その家庭に寄り添って、子どもの成長発達または親御さんのメンタルヘルスも含めた支援を

行って、子どもさんを安心して産み育てる環境を整える一役を担っているというものになります。

必要時はこども家庭相談係と連携を図るなどして、適切な支援機関につなげる役割も担っています。もちろん今日いらっしゃるきりりさんにもいろいろ連携でつながらせてもらっているところになります。

詳しい数字のことにつきましては、資料のほうを御参照いただければと思います。資料5のほうに6年度の実績の御報告を入れています。こちら受診率等が書かれていますが、このような受診率で経過しているところです。

あとは、親と子の資料7、横版で作っている案内ですが、これは市民の方に配付をさせていただいている事業になりまして、この日付でやっているよという具体的な日付が載っているものになっています。

簡単ですけれども、以上になります。

○梅山会長 ありがとうございます。では、皆様、御質問、御意見等あればお願いいたします。お願いいたします。

○田辺委員 産後ケア事業の施設なんですけど、これは何か基準があつて、この市のこの病院に依頼してというふうに決めているんですか。病院選定基準、施設の選定基準というのがあるのかどうかで、お願いして、うちは受け入れられませんかって断られることとかもあるのかなど。別の市の助産院とかにお願いして、断られたりすることあるんですか。

私、立川市の病院で産んだんですけど、そこは立川市の中では産後ケアをやっていて、私も使えたらいいのになって、市内は6,000円だったんですけども、立川市の方、市外は6万円だったんです。うわ、無理と思って。連携して、ほかの市とかでもやってくれたらすごく使いやすいのになと思ったんですけど、何か選定基準とかはあるんですか。

○事務局 選定基準というものはないんですけども、利用の多い医療機関にお願いをさせてもらって、医療機関ですので、ある程度余力がないと受け切れないというのが実際あります。他の近隣市もそうなんですけど、まずは自分の市内にある医療機関に産後ケア事業を委託させてもらって、市内の方を受け入れて、余力があれば他市の方も受けますというのが、この受け側の方々の判断になるんですね。なので、こちらからお願いしても、受けている人数でいっぱいですというふうになると断られてしまうというのがありまして、現在は小金井市から行きやすい場所ということで、医療機関でいうと、5施設、そこをお願いしているというような状況です。

どの施設さんも1市という形ではなくて、複数市から委託を受けていまして、なので、いろんなところのいろんな方を受けているので、すんなり予約ができる人もいれば難しい方もいてというところです。

ただ、今年から国の事業になっているんですね。今後、東京都も乗り出して整備されると、もう少し広いエリアで使っていけるようになるのではないかというふうに思っているんですけども、現状は、各市町村で各施設と契約をして実施するというふうな状況でございます。

○田辺委員 ありがとうございます。

○梅山会長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。

○後藤委員 こども家庭センター母子保健事業の関係機関、助成制度のところの市のところは教育委員会は含まれないのでしょうかというところで、子ども・子育て会議でも教育委員会との連携が必要だよねという話は出ていて、スクールソーシャルワーカーがつなぐということがすごく大事になってくるのかなと思うんですけども、具体的なことで、今回、学校からこういう困っている子がいるという相談を教育委員会にして、そこから学芸大につながって、学芸大からKISSAにつながって、外国語の間に立ってくれる人が派遣されたんですけども、もう少しスピーディーに垣根を越えられないかなというのを感じていて、直接的に関係機関の中に教育委員会が入っていないというのは、組織的にしようがないことなのか、何でかなってちょっと思いました。

○事務局 今のこの母子保健事業の図式を見ていただくと、3歳児健診で大きな健診が途切れるんです。一応そこで、先ほどもちょっと話題に上がった発達の問題があるお子さんとか、ちょっと親子関係に問題があるお子さんというのは保健師が個別につながっているケースもあるんですけども、お仕事を始めるとか、あと所属、幼稚園とかに行かされると地域とのつながりが薄くなってきちゃうというか、子どもも心配なく集団の中でうまくやれているので、特に保健師さんの電話は今はいらないですよみたいな形になっていて、実は切れてしまうことが多いんです。

なので、今、実際に教育委員会と連携を何かで取っているかというところ、母子保健係としては取ってなくて、こども家庭相談係として取っているというのが現実のルートになります。今後はまだ分からないですけども、縦につながっていくというのは言われていますので、何かしらの動きが今後は出てくるのかなと思っています。

○事務局 母子保健は全数と言っていますけども、ポピュレーションアプローチで全体につながっ

て、その中から特に要支援なケースを見つける。そして、それを児童福祉のほうにつなぐ。児童福祉のほうとしては、学校巡回含めて、学校や教育委員会との関係をつくっているという形なんです。

それに対して、今、課長が申し上げたのは、この後の国全体の課題が、令和10年度までに実施と言われている5歳児健診です。5歳児健診をやっていくとなると、今は3歳児健診から就学まで、母子保健として見たときに間が空くわけですが、そこをつなぐことになっています。この辺が、小金井では令和9年度を目指せないかということで検討している。また、医師会等とも協議をさせていただいているんですけど、そういった形でいろいろ補強されるから、今は、この令和6年度7年度として見たときには、母子保健から児童福祉につながれば、ここにつながるというふうな形、母子保健だけ見ると、直接教育委員会につながっていないように見えるということなんです。

○後藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○梅山会長 いかがでしょうか。どうぞ。

○山田委員 新生児訪問指導のところなんですけれども、保健師さんって人数的には今、人手不足とか、お忙しいとか何かお話しできますでしょうか。これからますます母子保健事業がこのように発展していく中で、保健師さんのお仕事はいかがでしょうか。

と申しますのは、ほかの地域では民生児童委員が新生児が生まれたときにそのお宅に絵本とか、いろいろ資料を持って伺っているところがあるんですが、小金井市はそれをしていないのです。それが、今までの歴史の中で事情があって、それができなくて、民生児童委員がそこに関わっていないのかどうかというのをちょっと疑問に思いましたので、もし、その時点で新生児訪問を民生児童委員もしたりしますと、例えば育児ノイローゼによる虐待とか何かそういったのも発見するのがしやすくなるのではという気がしましたので、お聞きしました。

○事務局 ありがとうございます。今、山田委員さんがおっしゃってくれたのが、乳児全戸訪問事業という事業になるんですけども、小金井市の場合は、新生児訪問と併せて実施をするという形でやっております。市の保健師が全戸回るというのではなくて、委託の助産師さんをお願いしてまして、地域で今7人か8人ぐらい登録いただいて、その方々をお願いしています。

民生委員さんをお願いするというところの自治体もちろんあるんですけども、都内では比較的新生児訪問という事業が始まっていた関係もあって、そことタイアップをしてや

るところが多かったかなと記憶しています。なので、民生委員さんがどうかということではなくて、既にある事業をその中に、子育てサービスのところを御案内したりとか、あと、お母さんのお話を聞くとか、そのように広げた形で実施をするという方向になったので、やっているというものになります。

人員の話になると、こういう事業って何人いても人が足りないというのは多分どの機関もそうだと思うので、人が足りている、足りていないというところはなかなかお答えづらいんですけども、今現在はそういった委託の助産師さんをお願いをして、訪問で行った先で赤ちゃんの体重も図れるし、お母さんの体調のお話もできるし、専門家の方々なので、いろんな育児の御相談も十分できるという形での家庭訪問を実施しているというのが現状でございます。

○山田委員 今のところ、まだとても困っているとか人が足りないとか、そういうことではない。

○事務局 小金井の人口とかそういう数を考えたときには、端的に言えば1人以上は少ないかもしれないと思っています。ブロックを分けて担当するには、その辺は現場からも、センター長から相談を受けていて、どう拡充するのかというのが課題になります。

あと、もう一方は、これは市政全般に言えますけども、近隣も含めてですが、医療職、保健師の採用は非常に厳しい状態で、ただでさえ採用が厳しい上に、一定の経験とか、あとはコミュニケーション能力が高い方とかを採るとなると、ますます課題が大きいわけなんです。資格を持っていれば、そのまま採用して、幅広い相談を行っていく、行政としての保健師の仕事をやるというのはまた違う面がありますので、1つは、人員は課題があるということが1つと、その上での採用にも難しさがあるというこの2点は実態としてはあるところです。

○山田委員 ありがとうございます。

○梅山会長 今、お話しいただいたところも含めてなんですけれども、母子保健事業とこども家庭相談事業のまたがるところかなと思うんですけれども、小金井市もそうですし、いろんな自治体に関わらせていただいていると、学齢期の子どもだからこそ保健師さんに関わっていただきたいというケースがすごく増えているなという実感がありまして、例えば、性に関わる課題を抱えている子どもたち、被害も加害も含めてですけれども、例えば保健相談、健康相談というところで性教育というか、生きるということも含めて、保健師さんから子どもたちに伝えていただけると、子どもたちがとても学習できるし、体得できることがあるんじゃないかというケースもたくさん出会うことがあります。そのあたりは、例えば

小金井市の場合は、就学がこの図式化していただいたところで飛び出ている状況なんですけれども、例えば、性に関わる課題を抱えているような子どもが学校で把握された場合に、その支援、母子保健事業をまたがる形かもしれないんですけども、連携することが可能かというところはいかがでしょうか。

○事務局　　今現在でお答えできるところで言うと、性の問題として、学齢期に対しての母子保健の事業というか、支援という形での体制的なものが実際取れてはいないと思っています。なので、先ほど部長のほうからお話があったとおり、そういったエリアを広げるには体制が整わないと難しいというのがお答えになってしまうかなと思います。

性の問題に関しては、こども家庭センター内にも保健師がいるところもありますので、どういう対応にするかというのは担当者じゃなく、そういった知識を組み合わせながら対応していく形に今現在はなっているかなというふうに思います。

○梅山会長　　ありがとうございます。ということは、個別でまた相談を、そういうケースが出てきた場合には相談させていただいて、検討していくというところだという理解で。ありがとうございます。

○事務局　　おっしゃるとおり、個別で家庭として課題を抱えていらっしゃるということになれば、御相談としてつながってくると、こども家庭センター内でどういった対応ができるかというところですか、必要に応じて医療機関さんと連携をしながら支援をしていくことになるかと思います。

ただ、先生がおっしゃっていただいたことの側面としては、多くの子どもについて、そういったサポートが必要になってくるのではないのかなという御懸念があつてのことかとは思うんですね。それに対しては担当課長が申し上げたとおり、今の母子保健の体制としては、学齢期のお子さん皆さんサポートしていくということにはなっていないのが実情でして、その上で、今後、教育委員会のほうでも、学校で養護の先生がいらしたりですとか、そういった体制の中でどういったことが必要になっていくのかというのは、一緒に連携できる部分があれば連携をしていくというところになるかと思っています。

○梅山会長　　ありがとうございます。児童自立施設等にも長く関わっていて、性にかかわる課題を抱えた子どもたちが入ってくる入所の割合も高くなっているんですけども、バウンダリー（自他境界）の在り方というところで、本人の生きづらさも相まって、難しい困難な課題を抱えている場合があるなと理解しています。そこに性被害とか加害というところも背景にあり、若年妊娠であるとか特定妊婦というところで支援の対象となるケース等があると

思うんですけども、学齢期の段階からも幼稚園の5歳のとき以降も、中学、高校というところで関わっていただけるとすごく良いと思いました。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○事務局 課長が申し上げたとおり、今現在は、学校でのことは養護教諭を中心に学校で対応する、性教育を含め対応するということなので、こども家庭センターとしては、子どもの健康面を中心とした成長として御家族の相談を受けるところということになります。

もう1個、子ども家庭部としては、子どもの権利についてです。この辺はそういう意味ではオンブズパーソンに子どもから相談があり得るということで、この4月からお願いした3人目のオンブズパーソンとして竹内先生がいらっしゃって、竹内先生は、今、会長がおっしゃったような加害とかを含めた課題を抱える子どもたちの立ち直りを支援してきた実績もある先生でして、そういうところも、子ども家庭部全体で見れば強化をしたというところでもあります。

学校との連携というのは、そういう意味ではちょっと、国全体の制度を含めたところではないと、なかなか、今はすみ分けという状態で、その上で一般的に連携をしようというのがあるというところでもありますけれども、今はそんなところでもあります。

○梅山会長 ありがとうございます。

○後藤委員 先ほどの今の話で、養護教諭の授業だったりとか、授業のカリキュラムの中だけではできない学びの時間、性の問題であったり、子どもの権利の問題だったりPTAとして保護者に働きかけることができるのかなというのが、今話を聞いていて思ったので、P連としてこども家庭センターと連携取らせていただいて、講師、ペアレントトレーニングの先生に概要を教えてもらったりとか、こういうことをやっているよという案内を頂いたり、性の問題はこういうお話ができるよという方を紹介してもらったりという連携が取れたらいいなと今すごく感じました。PTAに持ち帰らせていただきたいと思いました。以上です。

○梅山会長 ありがとうございます。どうぞ。

○田辺委員 今までの話題とは違うんですけど、先ほど両親学級でペアで参加する方がすごく多いって話を聞いて、それで今、2階で多分それやっていると思うんですけど、窓側に子育てアドバイスみたいな手書きの貼ってありますよね、ガラスのところに。あれが、左側は子育てをパパママに対してメッセージが書いてあるんですけど、ちょっと内容が昭和的というか、お父さんは間接的に育児に参加しましょうねみたいな。

詳しくは失念しちゃったんですけど、読むと、ちょっと前の時代を感じるような文面で、いつものびのびとかで来るたびやもやしなながら待ち時間に見ていたりするんですけど、あれも、もし余力があればなんですけど、アップデートというか、パパママ主体的な内容にちょっと変えたほうがいいかなって毎回来るたびもやもやして、さっきのペアレントトレーニングも、現状はママの参加が多いとあって、お父さんも参加したらいいなという話が出ていたと思うので、両親学級に来て、多分ちょっと通りがかって読んだりすると思うし、のびのびの健診もパパが連れてきていることも結構あるので、待ち時間にぶらっと見るにはちょうどいいんですけど、その内容をもうちょっと、パパママも主体的に育児をするという内容のメッセージのほうが今の時代としてはいいかなというふうに思いますので、もし検討していただけたらと思います。

- 事務局 ありがとうございます。すぐに外したいと思います。
- 田辺委員 イラストのほうはすごくいいので、手書きのやつは、赤ちゃんの発育を見守りましょうというのは大好きです。
- 事務局 ありがとうございます。見てくれているかどうかという反応が届いていないので、あれは20年以上前のものなんです。
- 事務局 なので、外したいと思います。でも、読んでくださっているんだというのが分かって、ああいうところもメッセージとして貼り出せるものを余力があるときに考えたいなと思いました。ありがとうございました。
- 梅山会長 ありがとうございます。ほかいかがでしょうか。
- 米川委員 私の感想になっちゃうんですけど、さっきの5歳児健診は、私は何で小金井はやってくれないのかなとずっと思っていたので、実は私、子どもが今、幼稚園の年少なんですけど、3歳児健診のときに目が引っかけちゃって、今3か月に1回通っているんですけど、弱視の可能性は減ったけど、あと1回でおしまいになってしまうかって言われて、あ、大丈夫なんだと思っていたら、あと1回の最後に行ったら、小金井市はこの後、就学時健診までないから、何かあったら怖いからまだ続けましょうと言われてちゃって、3か月に1回健診を続けていて、ああ、そうかと実は思って、本当数か月前にそれを言われてしまって、あ、そうなんだと思っていたので、令和9年度を目指してということが、実は令和9年度がちょうどうち子どもが5歳になる年だと思うので、ちょっと1年過ぎているか分からないんですけど、ぜひ、目とかは私も思ってないところで引っかけたりもしているの、病院のほうからもすごく大事だから就学にも関わってくるから、就学時健診までは必ず見まし

ようって言われていたので、うれしいなという、ごめんなさい、それは感想なんですけど、あつたらよかった、うれしいなって思ったところと、あと、ちょっと話変わっちゃうんですけど、妊婦面談って、今、平日のみですか。

○事務局 はい。

○米川委員 ですよ。今、子どもを令和3年に産んでいるんですけど、そのときに仕事をちょっとしていたんですけど、日常していたんですけど、小金井市から電話があつて、私、多分市役所とか行政の方の仕事をなさつて9時から5時というのが携帯絶対取れなくて、留守電に「妊婦面談がありますので、よかったらどうでしょうか。平日の9時から5時です」って言われて、私、仕事柄、元教員をやっていたので、まず、妊娠したときは学期が始まったところなので、休みなんか取れない、不可能みたいなときに留守電が入っていたので、あ、無理だなと思って、そのまま折り返しもしないで切っちゃったんです。

でも、そしたら、その後に知り合いが妊娠して出産したときに、何か妊婦面談あるんだよって言われて、いいものもらったんだよみたいなことを知り合いの人に言われて、え、そんなにももらえるんだつたら行きたかつたけど、休み取れないし、どう頑張つても。行つていてる人の話聞いたら、すごくいいなと思って。

本当どう頑張つても私は平日に休みが取れない仕事だったので、両親学級も土曜日コースやつていらつしゃるとのことなので、妊婦面談も回数多くなくていいので、平日どうしても無理という方のために1枠でも2枠でも取つていただけると、私のように、あ、もう無理だつてつて諦めちゃうような人が少なくなるんじゃないかなと思うので、もしできたら、土曜日の妊婦面談があつたら確実に行つていたと思うので、ぜひ土曜日のところもつくつていただけたらうれしいなというのが私の希望です。以上です。

○事務局 ありがとうございます。要望としては以前からも、いくらかありまして、お仕事されている方は産休に入られてから来る方も多いんです。お休みに入られてから。ちょっとそのあたりも検討しながら、今、共働きの御家庭、8割9割がそうだと思うので。

○米川委員 私は退職を選んじやつたので産休もなくて、普通に病院に、産む1か月前まで働いていて、何で働いてるんだつて怒られたぐらいつたので、産休とかなかつたので、いや、言われても引き継いでいるから無理だつて言い張つてやつていたりもしたので、私はちょっと特殊だつたと思うんですけど、もし土曜日が可能だつたらぜひお願いしますということで。

○事務局 検討していく課題としてお聞きしました。ありがとうございます。

○梅山会長 ほかいかがでしょうか。

○中村委員 先ほど子どもの性の問題について発言があったと思うんですけども、子どもの性の問題とかということはなかなか子ども自身が相談しづらい問題かなと思っていて、例えば、ちょっと私存じ上げていないので申し訳ないんですけども、小金井市の中で、子どもの居場所事業のような形で、例えば子どもが自ら心を開いた人にだけちょっと相談ができるようなこととか、そういった子どもの居場所事業に関して今どこまでどういったことがあるのかという、すいません、認識不足なんですけど、何かそういった相談が実際につながるような仕組みとかがあったりするものなんでしょうか。

○事務局 子どもの居場所、いろいろあると思うんですけども、例えば、学齢期のお子さんであれば、学校以外の学童であるとか、放課後子ども教室といったもののほかに、民間というか、任意で行われているような子どもの居場所みたいなものに関しては、同じ子ども家庭部内の子育て支援課のほうでそういった居場所作りの事業、遊ぶだけであったりとか、勉強学習支援が組まれたりとか、子ども食堂も子どもの居場所の類型に含まれますので、そういったところに対する費用助成をしたりですとか、あとは、小金井市の中で子どもに関する活動、子育て支援に関する活動を行っている小金井子育て・子育て支援ネットワーク協議会という会がありますので、そちらのほうに子育て支援課のほうから補助を行っていて、そちらの団体のほうでは、小金井市内における子育て支援情報とともに、子どもの居場所に関する情報サイトを作っております。

そういったものの中には、先ほど申し上げた子ども食堂とかいろんな類型があつて、ただ遊ぶとかもありますし、ただ何かイベント的なものもあれば、居場所として定期的に行われるようなものもあり、ただ、それは中身にもよるんですけど、そこで心を許した相手の方が、皆さんあらゆる相談を受けられる専門家の方ではないので、そこからいろんなところを紹介してもらったりとか、こういう居場所もあるよというつながりをしてくださるとか、そういう連携を取るための協議会などもあるので、そういったところから、子どもがせっかく上げてくれた声を適切どころにつないでいくというような考え方を持っていて行われているようなことになっています。

あと、先ほど部長からも申し上げましたとおり、子どもオンブズパーソンの事務局などは、子どもに関するあらゆる相談をお受けしていますので、子どもが学校や家庭で言にくいようなことを誰にも言わないよというところで受け止めて、その中でお聞きした御相談について、例えばこども家庭センターのほうでお話を聞いたほうが支援ができるとい

うようなことがあれば、つないでいただくこともあります。

○事務局

十数か所、民間の居場所があります。子ども食堂と、あと、市は学習支援とかそういうのも含めて幅広く、子ども食堂しか支援していない自治体もあるんですけど、幅広く支援するように、2年前でしたか、変えたので、そういう形でも増やしています。あとは、いろんな相談を、例えば、児童館職員とかも受けています。

ポイントは、今、センター長が申し上げたとおり、その方々は必ずしも専門家とは限らないということでもありますが、どうつなげるかということで、小金井の場合は、児童館とかその単位で勉強していますけど、特に今、お話あったネットワーク協議会のほうで連絡協議会という形でつなぎ、さらに、いろんな方々と顔の見える関係を築くことでやっていますので、その中から、例えば、オンブズパーソンのほうに相談が行ったりとか、そこは学校の先生に相談したら、養護の先生とかになりますけど、という形でつなげるというのを、今そういう意味でつなげるというのを市が進める努力をしているという感じですね。

幸いなことに小金井は面積として小さいということもあり、意欲的なネットワーク協議会もありますので、区部とかに比べればつなぎやすいと思いますけれども、新しい方もどんどん出てきますので、子育て支援でこの後、中間支援組織でマッチングをするのを強化しようということが話題になっているんですが、さらにそういう取組をもう一段進められないかというのをやっているところです。幾つかの場があって、顔の見える関係をつくってきていますので、その中でつなげるよう引き続き努力しているということでございます。

たとえば、冒険遊び場という事業があります。学芸大とか野川とかでプレーパークやっていますけど、この方々、例えば顔が広いわけですね。いろんなところにつながって、日常的な情報交換されていますので、そういう中で子どもたちの悩みとかに寄り添って、どうつなぐかというのを皆さんも考えてくださるといのが小金井の特徴だなと思っています。

○梅山会長

ありがとうございます。では、全体を通して、もし追加の質問、御意見等ありましたら、いかがでしょうか。

○新美委員

3歳までのメンテとかフォローがよくできているんだということがよく分かりました。ただ、さっきあったように、子どもって小学校、中学校の義務教育の間ってすごいナーバスな時期なので、その辺のフォロー体制ってどうなっているのかなというのはちょっと感じています。

さっきPTAの方が、いろんなところと連携して密にやっていくというお話あって、と

でもいいことだと思っているんですけども、学校内のハラスメントですよね。特に教師によるハラスメントについてとか、そういうものについてのフィードバックであったりとか、情報収集であったりとか、それをまた教師に対してフィードバックするとか、学校に対してフィードバックするとか、そういう仕組みというのは、これからというか、あるんでしょうか。それとも、これから検討される。さっきの話だと、5歳以上はこれらだってお話なんですけれども、よくニュースを見ていたり、NHKのクローズ現代を見ていて、その辺の層が一番問題になっている中で、小金井市の取組はどうなっているのかというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

○梅山会長 ありがとうございます。教育委員会に絡むところかもしれないんですけども、何かお答えいただけるのであればお願いいたします。

○事務局 学齢期のお子さんに関することで、大変心苦しいんですが、家庭に関するものに関してはこども家庭センターのほうで対応させていただき、御相談をお受けして、適宜必要な機関をつないだりですとか、継続して支援をしていただくということが出来るんですが、例えば、御例示いただいたような教員によるお子さんに対する学校の中で起きているものに関しては、一義的にこども家庭センターのほうで把握をしたりですとか、調査とか調整を行うといったような機能は法に定めるものとしてないので、そこには直接的には入っていくことはできないんです。

教育委員会の中で、そういったものに対して、既にあらゆるハラスメントなどについては先生たちに対する啓発も行われているというふうに聞いておりますし、そういった取組の中で、学校内にとどまらず、教育委員会として対応していくというようなことはあるかと思います。その上で、お子さんへの支援が必要であったり、家庭全体に対する支援が必要なものについてサポートしていくというのが、縦型と言われたらそうかもしれないんですが、まずは責任を持ってどう対処していくかという意味では、役割の分担がなされているというふうに考えられると思います。

○新美委員 今日頂いた資料の中で、虐待じゃないけど、不登校が増えていますというね、不登校の一番の理由というのはそれも大きいと思うんです。だから、ある程度因数分解をして、着手は難しいにしても、検討材料にされたらどうか。資料を頂いている限りは、ある程度の因数分解しておいたほうがいいんじゃないかなって気はいたしました。

○梅山会長 ありがとうございます。

○事務局 こども家庭センターで扱っている虐待ケースというのは、家庭の中で起こっている子ど

もの扱いになっています。どちらかというと、他者が子どもに対してやるものは、犯罪の域のレベルのものと理解していただいたほうがいい。

昔、日本というのは、家庭内でしつけと称して体罰が行われるのが容認されてきた経過がありますので、こども家庭センターで扱っている虐待というのは家庭の中で起こっているものの暴力行為等々を表現しています。

○事務局 不登校についてですけれども、この辺、詳細を申し上げにくいのですが、小金井は過去最大の不登校になっていて、教育委員会のほうで方針等を定めて、対応を協議します。

ただ、その上で申し上げますと、東京都の中では少ないです。また、例えば2000年前後とかが大きい課題になったんですが、その当時、不登校の子どもを学校に戻していくという意味で減らしていくことができたのは、ほぼ都内では小金井のみという状態でした。

そういう意味で、学校で嫌なこと、難しい問題があったときの対応という意味では、市内にそういう機関もあるので、かなり踏み込んで取り組みました。

ただ、最近の不登校の方だと、必ずしも学校に嫌な思いをしたからではなくても学校に行かない子も増えていて、この辺、児童心理とかに踏み込んで教育委員会では今研究をして、取組を強化したというふうに聞いているところです。教育長はその専門家なので、学芸大学の名誉教授でいらっしゃる小林正幸先生とタイアップして、そういった対応を強化しているというのは私も知っているところです。

○山田委員 先ほど母子保健事業として、その中で、就学というところで一応締めくくってはいるものの、今後5歳児健診というのが準備されているということで、そのお話を聞いて、とてもいいことだなと思いました。

というのは、幼少期3歳ぐらいまでというのは、例えばADHDと言われる多動のお子さんというのはとても分かりやすいので、3歳までの間にADHD系の発達障がいのお子さんというのは分かりやすいし、発見しやすいんですけども、逆に、昔はアスペルガーと言われていたASD、自閉スペクトラムのお子さんというのは、中には偏ってはいるけれども、とても賢いギフテッドと言われるお子さんもいますし、一部分優れているので、幼少期、逆におとなしくて、賢くて、目立たないんですね。それが中学生ぐらいになって分かるケース、あるいは大人になって分かるケースが多いので、不登校生の中にも発達障がいでも不登校になっている方、お子さんも多いと思います。

そういう意味では、3歳児健診もそうですが、5歳児健診というのもだんだんお子さんの趣味とかが分かってくる時期でもあるので、そういう意味でとても大事なことじゃない

かなと思います。

○梅山会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、本日の協議はここまでとさせていただきたいと思います。皆様、御意見ありがとうございました。

最後に、事務局よりお願いいたします。

○事務局 本日はありがとうございました。議事録につきましては、皆様に議事録案をメールなどでお送りし、御確認させていただいた後に確定とさせていただきます。

また、次回の日程ですが、来年の5月を予定しています。日時が決まり次第、御連絡いたします。以上でございます。

○梅山会長 それでは、これもちまして、会議を終了いたします。

— 了 —